

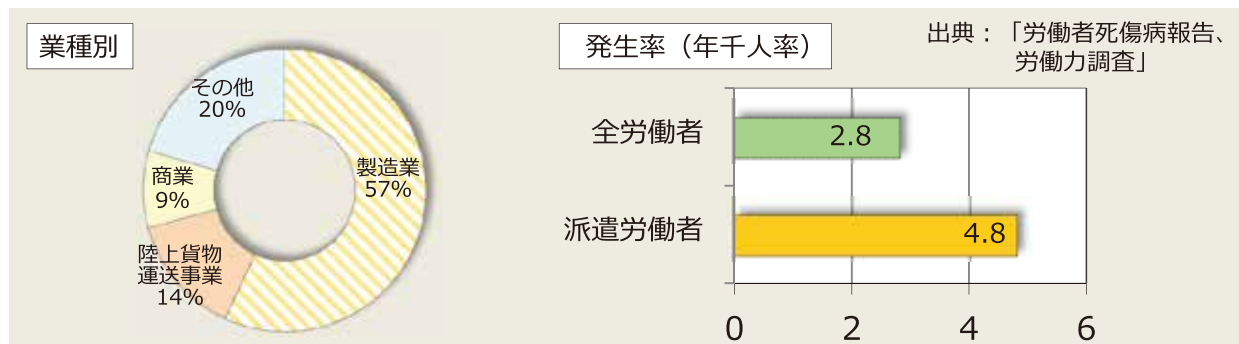
派遣労働者に対する安全衛生教育について

製造業で働く派遣労働者の労働災害発生率は高く、中でも、経験期間の浅い方の労働災害の占める割合が高くなっています。このため、

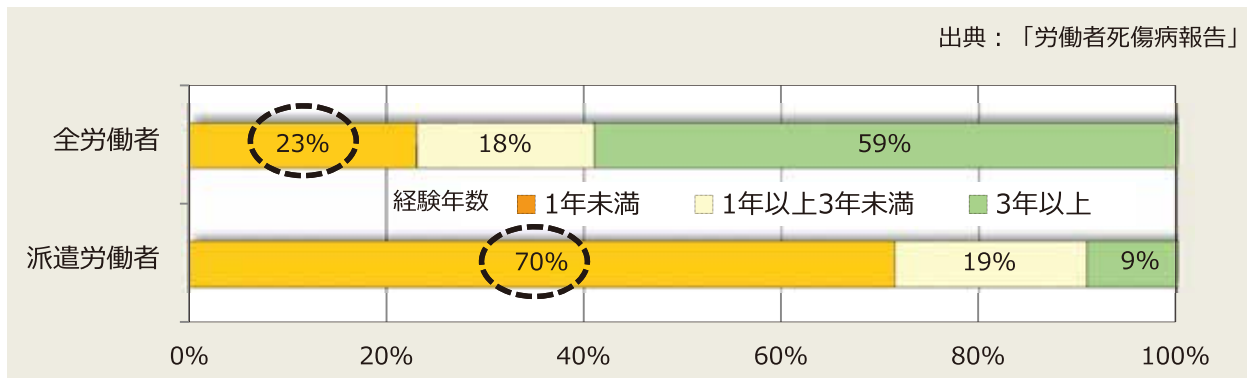
- 派遣労働者に対する安全衛生教育を労働災害防止に必要な内容・時間をもって行うこと（雇入れのとき、派遣先が変わった時、作業内容が変わったとき）
- 派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが重要です。

派遣労働者の労働災害発生状況（平成25年）

- ▶ 派遣労働者の労働災害のうち約6割が製造業で発生しています。
製造業における派遣労働者の労働災害発生率は全労働者に比べて高くなっています。



- ▶ 製造業で被災した派遣労働者の約7割が経験年数1年未満です。



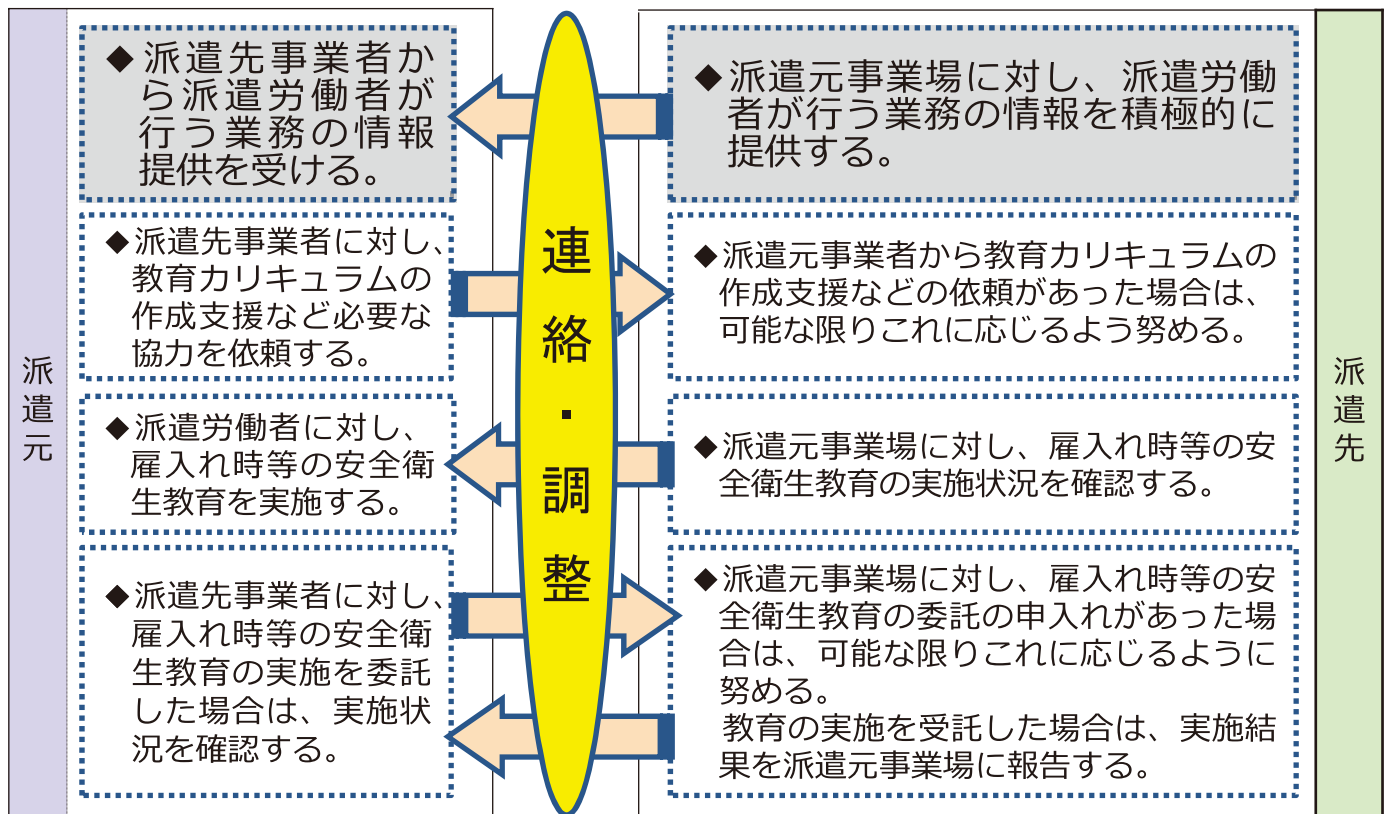
派遣元・派遣先事業者が行う安全衛生教育

派遣労働者については、雇入れ時・作業内容変更時（派遣時）の安全衛生教育は派遣元に、危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先に実施義務があります。

<安全衛生教育>

派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時教育

派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項



▶ 労働災害が発生したとき

派遣労働者が労働災害などにより死亡したとき、または休業したときには、**派遣元と派遣先双方の事業者**がそれぞれ所轄の労働基準監督署に**労働者死傷病報告**を提出する必要があります。

派遣労働者の安全衛生教育・安全衛生活動については、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省 ホームページ「派遣労働者の安全衛生対策について」

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署

派遣労働者 安全衛生

労基署 所在地